証券コード7409
2023年９月８日
（電子提供措置の開始日　2023年９月６日）

株　主　各　位

栃木県足利市寺岡町482番地6
ＡｅｒｏＥｄｇｅ株式会社
代表取締役
社　　長　森　西　　淳

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながらお送りした株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://aeroedge.co.jp/ir/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＡｅｒｏＥｄｇｅ」又は「コード」に当社証券コード「7409」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬　具

記

1. 日　　時　　2023年９月28日（木曜日）16時30分より

2. 場　　所　　ＡｅｒｏＥｄｇｅ株式会社本社工場　栃木県足利市寺岡町482番地6

3. 目的事項

報告事項　　第８期(2022年７月１日から2023年６月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したものの、行動制限の緩和等による社会経済活動の正常化の動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢を始めとする地政学リスクや原材料価格の上昇、インフレリスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような中でドル円為替相場は、前事業年度と比較して円安水準で推移しました。

航空業界では、国内線需要の回復に加え、国際線需要についても各国の移動制限の緩和や撤廃などにより、回復の兆しが出ております。その結果、エアラインでは航空旅客需要の回復に伴う機体発注などの動きが見られるとともに、航空機メーカーにおいては、中小型航空機を中心とした一部機種の受注が増加しました。

当社の主力製品であるLEAPエンジン向けチタンアルミブレードが採用されている、中小型航空機である仏Airbus社製A320neoファミリー機、並びに米Boeing社製737MAX機は、高い燃費効率等を背景に新型コロナウイルス禍前から多くの受注残を抱えておりましたが、新型コロナウイルス禍からの回復に伴う急速な需要増加に対応するため、サプライチェーンにおける課題等を抱えながらも生産量を拡大し、その結果、当社のチタンアルミブレードの受注も増加することとなりました。

一方で、チタンアルミブレード生産に関して、材料供給元の１社依存を発端としたサプライチェーンリスクも顕在化しました。チタンアルミブレードの材料は、顧客である仏SAFRAN社からの無償支給となっており、直接的に当該材料のインフレリスクが当社の業績に影響を与えることはありませんが、その特殊性から供給元が１社となっております。当事業年度においては供給元における新型コロナウイルス等に起因する人材不足や設備故障の発生等により、材料供給の遅延が発生しました。

そのような状況下ではありましたが、チタンアルミブレードの受注拡大により、販売数量は前事業年度から大きく増加し、当社のチタンアルミブレードが搭載されるエンジン基数（チタンアルミブレード販売枚数÷LEAPエンジン１基当りのチタンアルミブレード搭載枚数）は563基（前期比36.7％増）となるとともに、円安の影響もあり、当社の売上高は大きく増加いたしました。

当社は、今後の更なるチタンアルミブレードの受注拡大に備えるため、引き続き、業務効率化に向けた改善活動を継続し、生産性・収益性の向上に向けた取り組みを強化してまいります。その一方で、チタンアルミブレードへの事業依存度を引き下げるための新規量産案件の獲得・拡大に向けた体制強化、並びに材料供給元１社依存からの脱却に向けた新材料の開発にも注力してまいります。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,920,991千円（前期比48.7％増）、営業利益479,468千円（前期は、営業損失124,236千円）、経常利益は598,189千円

（前期は、経常利益10,764千円）、当期純利益は673,039千円（前期は、当期純利益7,321千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は142,220千円となりました。主な投資内容は、生産設備等となります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、設備投資等に充当するため、金融機関から300,000千円の資金借入を実施しました。

(4) 対処すべき課題

① 原価低減と生産効率の向上による利益及びキャッシュ・フローの創出

新型コロナウイルス禍からの航空機需要の回復に伴い、当社の売上高は増加し、当事業年度においては営業利益を計上しているものの、前事業年度においては営業損失を計上しております。一方で、トヨタ生産方式の実践及び原価低減活動により、当社の損益分岐点は新型コロナウイルス発生前から大きく低減しております。

また、チタンアルミブレード生産に関しては、今後の増産に対応する設備投資が一巡しており、大型の設備投資が不要であること、また、材料費が無償支給であること等による低い変動比率から、売上拡大時には利益を出しやすい体質を構築しております。一方で、製造業にとって品質を維持しながらの原価低減、並びに生産の効率化は常に追求する必要があります。当社では、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上及び生産体制の構築に努め、中長期での利益及びキャッシュ・フローの最大化を推進してまいります。

② 収益の多様化

現在、当社の収益の大半が仏SAFRAN社に対するLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの生産・販売から成り立っております。収益の多様化を図るためにも、チタンアルミブレードの加工で培った技術・経験、並びにAM技術（Additive Manufacturing、積層造形、いわゆる３Dプリンタ）等を活用し、新たな案件の獲得に積極的に努めてまいります。

③ 環境問題への取組

当社は、環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントシステムの国際規格「JISQ14001」の認証を取得しております。また、製品の品質保証と顧客満足度の向上を目的に、航空宇宙・防衛産業に特化した品質マネジメントシステムの国際規格「JISQ9100」の認証を取得しております。

一方で、航空産業においては、機体メーカーやエンジンメーカーが、カーボンニュートラル実現に向けたCO2削減への取り組みを強化しており、サプライヤー全体でCO2削減を実現することが求められております。当社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、環境問題に向けた取り組みを加速してまいります。

④ 技術の開発

当社が、加工技術で今後も競争優位を発揮し、収益性を維持するためには、新たな技術を取り入れることが不可欠であります。また、収益の多様化を図るために、新材料やAM（Additive Manufacturing、積層造形、いわゆる３Dプリンタ）等、新たな技術の開発を取り入れていくことも必要であります。当社は、積極的に新たな技術の開発を行い、技術的優位性及び収益の多様化を図ってまいります。

⑤ 人財の採用育成

当社が、新たな技術開発や新たな案件に取り組むためには、優秀な人財の確保と育成が不可欠であります。当社は、新規採用を強化するとともに、育成とフォローアップ体制の整備を充実させることにより人財のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

⑥ 資金調達と財務基盤の安定性の確保

当社は、LEAP向けチタンアルミブレード生産においては設備投資が一巡しているものの、収益の多様化実現に向け、新規案件に対応するためには、新たな設備投資が不可欠となります。

当社は、収益多様化に向けた新たな設備投資を実行できるように、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務内容の最適化に努めてまいります。また、金利上昇下でも資金調達に支障をきたさぬように、金融機関との連携を密にしてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社の取引態様に則した内部管理体制の構築など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2020年６月期 第５期	2021年６月期 第６期	2022年６月期 第７期	2023年６月期 (当期)第８期
売上高	2,112,712 千円	848,263 千円	1,964,694 千円	2,920,991 千円
経常利益又は経常損失（△）	△412,876 千円	△757,162 千円	10,764 千円	598,189 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△463,320 千円	△766,154 千円	7,321 千円	673,039 千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△1,554.63 円	△229.78 円	2.20 円	201.86 円
総資産	5,749,517 千円	5,221,446 千円	5,358,096 千円	5,788,236 千円
純資産	1,750,672 千円	982,822 千円	955,006 千円	1,622,077 千円
１株当たり純資産額	5,237.64 円	293.47 円	285.13 円	485.20 円

（注）当社は、2023年３月17日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「ゼロからイチを創る ～常識を疑い、組織力で難しい課題に挑戦する～」という経営理念のもと、ものづくり企業として、航空機エンジン部品、並びにその他製品の加工製造・販売を主な事業内容としております。また、創造性と技術力で製造業に新たな価値を提供することを目的とし、Additive Manufacturing（積層造形）等の新たなものづくりに向けての研究開発を推進しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2023年６月30日現在）

本社工場　　栃木県足利市

(9) 従業員の状況（2023年６月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減
85 名	＋1 名

（注）従業員数は就業人員であります。また、上記の他にパートタイマー及び期間契約の従業員等が25名（年間平均人数）おります。

(10)主要な借入先（2023年６月30日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社足利銀行	1,326,961 千円
株式会社日本政策金融公庫	700,000
株式会社福岡銀行	665,936
株式会社三菱UFJ銀行	414,061

（注）上記の額には、シンジケートローン契約による借入金を含みます。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項（2023年６月30日現在）

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2023年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　13,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,334,230株

(3) 株主数　　10名

(4) 大株主

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
菊地歯車株式会社	958,530 株	28.7 %
森西　淳	600,000	18.0
豊田通商株式会社	460,000	13.8
株式会社日本政策投資銀行	430,000	12.9
DMG森精機株式会社	400,000	12.0
ナイン・ステーツ・4投資事業有限責任組合	285,710	8.6
株式会社足利銀行	57,140	1.7
めぶき地域創生投資事業有限責任組合	57,140	1.7
三菱ＨＣキャピタル株式会社	57,140	1.7
ＪＡ三井リース株式会社	28,570	0.9

(注) 自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	435個	1個	4個
保有人数 当社取締役(社外役員除く) 当社監査役	 3名 －	 － 1名	 － 1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式435,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式1,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式4,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり9,100円	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり300,000円 (1株当たり300円)	新株予約権1個当たり300,000円 (1株当たり300円)	新株予約権1個当たり1,500,000円 (1株当たり1,500円)
権利行使期間	2017年10月 ～2027年9月	2019年3月 ～2027年3月	2022年9月 ～2030年9月

(注) 当社は、2023年３月17日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該株式分割を調整して記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森西　淳	代表取締役社長 兼 執行役員CEO	
水田　和裕	取締役 兼 執行役員COO/CTO	
今西　貴士	取締役 兼 執行役員CFO コーポレート本部長	
安藤　尚	取締役	東京応化工業株式会社社外取締役
岡村　久雄	常勤監査役	
谷津　範之	監査役	谷津公認会計士事務所代表
長壁　優子	監査役	

（注）１．取締役安藤尚氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役谷津範之氏及び長壁優子氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は安藤尚氏、谷津範之氏、長壁優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役谷津範之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役長壁優子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当事業年度の役員の異動は次のとおりであります。
就任：2022年８月11日の臨時株主総会において、中村雅也氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。2022年９月28日の定時株主総会において、安藤尚氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
退任：2022年８月11日の臨時株主総会終結の時をもって、荒井誠氏は取締役を辞任いたしました。2022年12月９日をもって中村雅也氏は取締役を辞任いたしました。2023年３月15日の臨時株主総会終結の時をもって、菊地義典氏（退任時の重要な兼職の状況：菊地歯車株式会社代表取締役社長）、定元威一郎氏は取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役安藤尚氏、監査役岡村久雄氏、谷津範之氏、長壁優子氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「取締役規程」及び「監査役規程」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。役員退職慰労金については、内規に基づき、役員報酬に在任年数及び係数を乗じた金額の範囲内で取締役会が決定し、株主総会の決議に基づき支給することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年３月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は１名）です。

監査役の報酬限度額は、2023年３月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、2022年９月28日の取締役会において報酬委員会を設置し、取締役会の委任に基づき、報酬委員会で社外取締役及び社外監査役も含めた委員による十分な審議の上、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定しております。

報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬委員会にて承認された案を取締役会にて審議・決定いたします。報酬委員会は、代表取締役社長１名（森西淳）、社外取締役１名（安藤尚）、社外監査役１名（谷津範之）により構成され、議長は代表取締役社長森西淳が務めております。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役並びに社外監査役が参加することで、役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。

④　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （うち、社外取締役）	91,306 (2,700)	61,065 (2,700)	―	30,241 (―)	4名 (1名)
監査役 （うち、社外監査役）	13,856 (5,193)	13,407 (5,130)	―	449 (63)	3名 (2名)

（注）１．上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
２．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
３．対象となる役員の員数には、無報酬の役員を含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（2023年６月30日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
谷津　範之	社外監査役	谷津公認会計士事務所 代表	当社との間に記載すべき関係はありません。

②　他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2023年６月30日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
安藤　尚	社外取締役	東京応化工業株式会社 社外取締役	当社との間に記載すべき関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 安藤　尚	2022年9月28日の就任以降開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。グローバルビジネスや経営者としての深い知見と経験の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 谷津　範之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。
社外監査役 長壁　優子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要に応じて発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項目	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォート・レター作成業務等の対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、2022年９月28日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に従い「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

ａ． 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人（以下、「役職員」という）が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うため、コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
・役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
・コンプライアンス違反行為等について、役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
・内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、弁護士及び警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応を行う。
・「内部監査規程」を制定し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
・取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理について社内規程に基づき、リスク管理責任者を定める。定期的にリスクマネジメントに関する委員会を開催し、当社のリスクマネジメントに関する体制・重要な課題について審議・報告を行う。
・当社は、緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

ｄ．取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月１回開催するとともに、臨時取締役会は必要に応じて随時開催することにより、機動的な意思決定を行うこととする。
・当社の業務執行に関する方針及び施策は、業務執行を担う取締役及び執行役員により構成され、随時開催される経営会議において決定し、意思決定の迅速化と役

割の明確化を行う。
・執行役員が経営会議での決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保する。
・毎月組織長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、組織長が事業の進捗状況を報告する。
・取締役会にて業務分掌を定め、職務権限については規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役が必要と認めた場合は、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人を配置する。
・当該使用人が職務遂行する際の指揮・命令権者は監査役とする。
・当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等については、監査役の同意を必要とする。

f．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制等
・取締役、執行役員及び使用人は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
・監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
・内部通報制度の運用状況を適宜確認するとともに、その状況を監査役に定期的に報告する。
・当社は、監査役へ報告を行った取締役、執行役員及び使用人、内部通報制度を利用した者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利な扱いを行わない。

g．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができる。
・監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った主要な稟議

書やその他業務執行に関する重要な書類をいつでも閲覧することができる。
・監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
・監査役は、内部監査部門との定期的及び随時の協議を通じて監査実施状況を共有し、監査役監査と内部監査との連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、緊急時の対応体制を明確化するとともに、社会情勢や経済情勢等の変化、ビジネス環境の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクの洗い出しを行い、リスクごとの対応体制の整備を進めております。また、「コンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、社内研修等を通じて全役職員へのコンプライアンス遵守の浸透、啓蒙に努めております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関わる諸問題を討議し、改善活動につなげております。また、必要に応じて社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行える体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、経営の重要な課題の１つであると認識しております。したがって、事業の継続的な拡大と経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績の推移、財務状況、今後の事業投資計画等を総合的に勘案して、配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資と財務体質の強化により、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

そのため、今後の配当政策の基本方針につきましては、事業拡大のための投資と財務体質の強化等を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本方針としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当に係る決定機関は株主総会となっております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2023年６月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,828,055	流動負債	837,676
現金及び預金	1,728,427	買掛金	94,548
売掛金	497,887	１年内返済予定の長期借入金	340,380
製品	66,275	リース債務	181,123
仕掛品	178,338	未払金	134,660
貯蔵品	90,121	未払費用	3,993
前払費用	24,889	未払法人税等	3,624
未収消費税等	241,220	預り金	18,792
その他	894	その他	60,554
固定資産	2,960,180	固定負債	3,328,481
有形固定資産	2,781,578	長期借入金	2,766,580
建物	1,044,627	リース債務	429,590
機械及び装置	842,519	退職給付引当金	16,726
土地	343,460	役員退職慰労引当金	110,842
リース資産	430,139	その他	4,741
その他	120,832	負債合計	4,166,158
無形固定資産	62,191	（純資産の部）	
その他	62,191	株主資本	1,658,861
投資その他の資産	116,409	資本金	100,000
繰延税金資産	95,146	資本剰余金	885,821
その他	21,263	資本準備金	349,997
		その他資本剰余金	535,824
		利益剰余金	673,039
		その他利益剰余金	673,039
		圧縮積立金	1,329
		繰越利益剰余金	671,709
		評価・換算差額等	△ 41,105
		繰延ヘッジ損益	△ 41,105
		新株予約権	4,322
		純資産合計	1,622,077
資産合計	5,788,236	負債・純資産合計	5,788,236

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		2,920,991
売上原価		
製品期首棚卸高	99,933	
当期製品製造原価	1,682,792	
合計	1,782,725	
製品期末棚卸高	66,275	1,716,450
売上総利益		1,204,541
販売費及び一般管理費		725,072
営業利益		479,468
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	22	
補助金収入	84,070	
為替差益	1,433	
受取保険金	77,923	
その他	3,626	167,077
営業外費用		
支払利息	42,866	
その他	5,490	48,356
経常利益		598,189
特別利益		
固定資産売却益	1,370	1,370
税引前当期純利益		599,559
法人税、住民税及び事業税	3,627	
法人税等調整額	△ 77,107	△ 73,479
当期純利益		673,039

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	349,997	2,318,893	2,668,890
事業年度中の変動額				
当期純利益				
圧縮積立金の取崩				
欠損填補			△ 1,783,069	△ 1,783,069
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 1,783,069	△ 1,783,069
当期末残高	100,000	349,997	535,824	885,821

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,891	△ 1,784,960	△ 1,783,069	985,821
事業年度中の変動額				
当期純利益		673,039	673,039	673,039
圧縮積立金の取崩	△ 562	562	－	－
欠損填補		1,783,069	1,783,069	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△ 562	2,456,670	2,456,108	673,039
当期末残高	1,329	671,709	673,039	1,658,861

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 35,137	△ 35,137	4,322	955,006
事業年度中の変動額				
当期純利益				673,039
圧縮積立金の取崩				－
欠損填補				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 5,968	△ 5,968	－	△ 5,968
事業年度中の変動額合計	△ 5,968	△ 5,968	－	667,071
当期末残高	△ 41,105	△ 41,105	4,322	1,622,077

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブの評価基準　…… 時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品　…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品　…… 最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

ａ．機械及び装置、工具、器具及び備品

チタンアルミブレード加工に用いられるものについては定率法、他の事業に用されるものについては定額法を採用しております。

ｂ．建物、その他

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～38年
機械及び装置	９年
工具、器具及び備品	３～15年
その他	４～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	５年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金に関する規程に基づく期末要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、加工事業を主な事業内容としており、これらの加工製品の販売については、加工製品の顧客への引渡時点、もしくは顧客による検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は加工製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	95,146千円
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	95,729千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス･プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、売上高の基礎となるLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの販売数量であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,009,639千円
機械及び装置	422,529千円
土地	343,460千円
その他	54,941千円
計	1,830,570千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	320,376千円
長期借入金	1,616,590千円
計	1,936,966千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,901,192千円

※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

３．国庫補助金等の受入れにより、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

(1) 有形固定資産

機械及び装置	65,716千円

(2) 無形固定資産

その他	5,078千円

４．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務	35千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	349千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,334,230株

２．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　592,000株（うち、権利行使期間未到来分592,000株）

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因は、繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産については、評価性引当金控除後の金額を計上しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、設備投資計画等に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社が定めた規程に基づき、信用状態の変化、売掛金回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

営業債務である買掛金は、仕入先・外注委託先に対する債務であり、未払金・未払費用は一般経費や設備購入に係る債務であり、ほとんど短期間で支払われております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的としたものです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針　６．ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金及びファイナンス・リース取引については、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、リスク管理をしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、外貨建の営業債権について、外国為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約やオプション取引等のデリバティブ取引を利用して、市場リスクを分散しております。また、当該取引を行うにあたっては、社内規程に基づいたリスク管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち98%が特定の大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(*3)	3,106,960	3,175,517	68,557
(2) リース債務	610,713	627,341	16,628
負債計	3,717,673	3,802,858	85,185
デリバティブ取引(*2)	(64,967)	(64,967)	―

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(*3) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注１) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,728,427	―	―	―
売掛金	497,887	―	―	―
合計	2,226,315	―	―	―

(注２) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	340,380	400,376	411,090	443,233	443,233	1,068,647
リース債務	181,123	185,353	176,104	37,422	22,996	7,712
合計	521,503	585,729	587,195	480,656	466,229	1,076,360

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	―	64,967	―	64,967
負債計	―	64,967	―	64,967

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	3,175,518	―	3,175,518
リース債務	―	627,341	―	627,341
負債計	―	3,802,858	―	3,802,858

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、加工事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益は加工製品の販売がその大部分を占めることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 ５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係、並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約残高等

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	464,749千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	497,887千円

（注）契約資産及び契約負債はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　485円 20銭

１株当たり当期純利益　　201円 86銭

（注）当社は、2023年３月17日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（公募による新株の発行）

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年７月４日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年５月29日及び2023年６月14日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2023年７月３日に払込が完了しました。

(1)募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2)募集株式の種類及び数	普通株式　368,000株
(3)発行価格	１株につき　1,690円
(4)引受価格	１株につき　1,554.8円
(5)資本組入額	１株につき　777.4円
(6)発行価格の総額	621,920千円
(7)引受価格の総額	572,166千円
(8)資本組入額の総額	286,083千円
(9)払込期日	2023年７月３日
(10)資金の使途	現在の主力事業であるチタンアルミブレード生産以外の、新たに受注が見込まれる航空機エンジン部品の新規加工案件の量産に対応するための設備投資として、新工場の建設並びに設備の取得を計画しております。調達資金は、2024年６月期において、全額を当該新工場の建設並びに設備の取得に充当する予定であります。

（第三者割当による新株の発行）

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年７月４日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年５月29日及び2023年６月14日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行う第三者割当の方法によるオーバーアロットメントによる当社株式売出しに関連して、下記のとおり同社を割当先とする第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年８月２日に払込が完了しました。

(1)募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2)募集株式の種類及び数	普通株式　119,900株
(3)割当価格	１株につき　1,554.8円
(4)資本組入額の額	１株につき　777.4円
(5)割当価格の総額	186,420千円
(6)資本組入額の総額	93,210千円
(7)払込期日	2023年８月２日
(8)割当先	みずほ証券株式会社
(9)資金の使途	上記「（公募による新株の発行）(10)資金の使途」と同一であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年８月25日

ＡｅｒｏＥｄｇｅ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　善　方　正　義
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　井　上　裕　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＡｅｒｏＥｄｇｅ株式会社の2022年７月１日から2023年６月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年９月１日

ＡｅｒｏＥｄｇｅ株式会社　監査役会

常勤監査役　　岡村 久雄　　㊞

社外監査役　　谷津 範之　　㊞

社外監査役　　長壁 優子　　㊞

以　上